

2022年度国別研修「イラン協同組合能力強化」 に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構中部センター（以下、「JICA 中部」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、イランにおける協同組合活動に携わる関係機関の組織強化に貢献するため、特に協働組合の活動にとって効果的な「ビジネス開発サービス（以下「BDS」という。）」に焦点を当てて必要な知識や技術に関する研修を行うものです。本業務の遂行にあたっては、有限会社人の森（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、JICA 研修事業等で BDS に関連する研修・講義を長年実施しており、開発途上国における BDS の状況・施策に関する豊富な知識と経験を有しています。また、国内の協同組合との連携実績もあり、これらの知見により、研修目標に沿った研修企画をはじめとして、イランの協同組合の状況に応じた柔軟な研修内容の検討及び運営が可能です。

特定者は以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

業務名：2022年度国別研修「イラン協同組合能力強化」

- (1) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (2) 実施期間（予定）：2022年11月21日～2023年1月中旬
【事前研修（オンライン）】11月21日～11月23日
【来日研修】11月29日～12月10日（来日日～帰国日）
【フォローアップ（オンライン）】2023年1月中旬
- (3) 契約履行期間：2022年10月中旬～2023年2月28日（予定）
※契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含みます。

2 応募資格

- (1) 基本的要件：
 - 1) 公示日において、令和04・05・06年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
 - 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者

は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業

者編) (平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

3 手続きのスケジュール

| | | |
|--------------------|------|---|
| (1) 参加意思 確認書の提出 | 提出期間 | 2022年7月28日(木)10時から 2022年8月15日(月)16時まで |
| | 提出場所 | JICA 中部 研修業務課 |
| | 提出書類 | 参加意思確認書(別紙3)、同確認書で提出を 求められている資料、応募要件に該当する全 省庁統一資格を有していない者は、参加意思 確認書に記載の提出資料一式(写し可) |
| | 提出方法 | 持参又は郵送(書留としてください) |

| | | |
|-------------------|-------|-------------------|
| (2) 審査結果の通知 | 通知日 | 2022年8月17日(水) |
| | 通知方法 | メール又は郵送 |
| (3) 審査結果についての理由請求 | 請求場所 | JICA 中部 研修業務課 |
| | 請求方法 | 持参又は郵送(書留としてください) |
| | 請求締切日 | 2022年8月23日(火) |
| | 回答予定日 | 2022年8月25日(木) |
| | 回答方法 | 郵送 |

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2022 年度国別研修
「イラン協同組合能力強化」研修委託契約 業務概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

2022 年度「イラン協同組合能力強化」

(2) 技術研修期間（予定）

【事前研修（オンライン）】11月21日～11月23日

【来日研修】11月30日～12月9日（11月29日来日～12月10日帰国）

【フォローアップ（オンライン）】2023年1月中旬

(3) 研修員（予定）

1) 定員 : 最大14名

2) 研修対象国 : イラン

3) 対象者 : イラン協同組合会議所（ICC）より幹部クラス8-10名程度

イラン生活協同組合連合会より職員1-2名程度

イラン農業協同組合連合会より職員1-2名程度

(4) 研修使用言語 : ペルシャ語

※ 研修監理員（通訳、研修員のとりまとめ等を担当）を JICA 側で手配し、
講義・視察時の日本語・ペルシャ語の通訳を担当いたします。

(5) 研修の背景・目的

1) 案件背景・概要

イラン政府は第6次国家開発計画で、経済活動の25%を協同組合活動が担うことを位置付けており、安定かつ質の高い経済成長の観点から、協同組合活動の促進を重視している。本研修の参加者の多くが所属するイラン協同組合会議所（Iran Chamber of Cooperatives。以下「ICC」という。）は、活動組織数92,000、会員数1,400万人、労働者170万人を擁する大規模な組織であるが、組合組織全体の利益拡大を追求し、売り上げのみではなく、組合活動を通じて、商業・工業の発展や雇用開発に広く貢献することを目的に活動しており、その対象には地方農村部や貧困層も含まれる。しかしながら、各組織の運営は所属する個人の能力に依っており、協同組合全体の能力の底上げのためには、ICCとその傘下の14セクターの協同組合連合会の組織的な能力強化が課題となっている。かかる状況下、イラン政府はICCとその傘下の主要セクターごとの協

同組合、特に生活協同組合（以下「生協」という。）及び農業協同組合（以下「農協」という。）の戦略（財政、組織、人材開発）の強化を図るため、日本政府に協力を要請した。

JICA は、イラン政府からの要請に基づき、2020 年度から 2022 年度までの 3 年間の研修を計画している。2020 年度には、日本の各協同組合を束ねる日本協同組合連携機構（Japan Co-operative Alliance。以下「JCA」という。）の協力を得て、日本の協同組合の概要や JCA の組織・運営に関する内容と、国際労働機関（International Labour Organization。以下「ILO」の協力を得て、世界の協同組合の潮流に関する内容の研修を実施した。2021 年度は日本の各協同組合の中でも、特にイラン政府からのニーズが高い農協と生協の事業に関する研修を、アジア農業協同組合振興機構、日本生活協同組合連合会の協力のもとそれぞれ実施した。また 2022 年度には、協同組合の活動にとって効果的な「ビジネス開発サービス（以下「BDS」という。）」に焦点を当てて、過去の研修で得られた知見を基に、ICC、イラン農協、イラン生協が組織強化のための戦略を作成することを支援し、三年間の研修を通じて総合的にプロジェクト目標を達成することを目指している。

2) 研修の目標（※）

ICC と対象セクター（生協・農協）の財政的・人的・組織的側面を含む戦略が強化される。

※3 年間で実施する研修の成果を記載。

3) 研修で達成される成果（※）

1) ICC と対象セクター（生協・農協）の協同組合連合会の戦略の課題が明らかになる。

2) ICC と対象セクター（生協・農協）の協同組合連合会のビジネス活性化のコンサルテーション能力（ビジネス開発サービス）が向上する。

3) ICC と対象セクター（生協・農協）の協同組合連合会が協力し、組織強化戦略が作成される。

※3 年間で実施する研修の成果を記載。本研修においては、特に成果 2、3 の達成を目指す。

(6) 本コースの単元目標（アウトプット）

1) BDS の視点からイラン協同組合組織の課題について分析・把握する。

2) 過去の研修（※）と日本の農協・生協などの視察を通して、自国との比較から活用できる日本の経験を分析・把握する。

3) 過去の研修（※）で積み上げてきた活動や本研修で得た BDS に関する知識や実践を踏まえ、イランの協同組合の組織強化のために活かせる項目を分析

的にまとめ、所属組織に共有・提案するための発表資料を作成する。
※過去の研修の概要は（５）１）に記載。

（７）研修内容

１）研修項目

本コースのカリキュラム構成は、概ね以下の項目からなる。

- １）BDS の基礎（効果的な BDS を実施するための各アクターの機能、役割や仕組みの分析、BDS を提供するための手法や視点の習得等）講義
- ２）日本の中小企業振興や5S カイゼン等、BDS を活用するために有効な講義
- ３）BDS をイラン協同組合に活用するための討議
- ４）協同組合（農協・生協等）の現場視察
- ５）アクションプランの作成（作成指導、発表、討論）

２）研修方法

（ア）講義：

テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるよう工夫する。

（イ）演習・実験／実習：

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、研修修了後の実務により役立つことを目指す。

（ウ）見学：

講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を習得できるように努める。研究機関だけでなく民間会社等への訪問も含め、より適応範囲の広い技術が習得できるよう工夫する。

（エ）レポート作成・発表：

各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて研修修了後の問題解決能力を高めるよう努める。

２． 委託業務の内容

（１）契約履行期間（予定）

2022 年 10 月中旬～2023 年 2 月 28 日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

（２）業務の概要

上記 1（５）の研修にかかる事前準備、実施・運営、事後整理を行う。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信（来日研修時のみ）
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたってペルシャ語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を2名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性

- があります。
- (3) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上